

平成18年3月6日(1)

開議 10時46分

○議長 神崎光昭君

おはようございます。

只今の出席議員は15名で定足数に達していますので、平成18年第1回豊前市議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

日程第1 会期決定の件を議題といたします

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会で協議の結果、お手元に配布のとおり、本日3月6日から3月23日までの18日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、会期は18日間と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、4番爪丸裕和議員、15番岡田義則議員を指名いたします。

日程第3 諸般の報告をいたします。監査委員から、平成17年11月から、平成18年1月までの出納例月検査の報告がありました。各報告については事務局に保管していますので、ご了承願います。

日程第4 議案第1号から議案第28号及び報告第1号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 釜井健介君

本日ここに、平成18年第1回豊前市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ご多用のところご臨席を賜り、誠にありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

本議会は、平成18年度の市政運営の基本となる当初予算をはじめ、多くの重要案件について、ご審議をお願いするものでありますが、議案の説明に先立ちまして、今後の行政課題等市政に関する私の所信の一端を申し述べ、議員並びに市民の皆様方のご理解と、一層のご協力を賜りたいと存じます。

国内では、昨年末の耐震偽装発覚、年初めのライブドア事件など、憂慮すべき事件、事故が続いております。一連の事件・事故は、我が国の制度の根幹にかかわるものとも言え、今後とも推移を注意深く見守っていきたいと考えております。ただ、ライブドア事件を契機に、勝ち組、負け組という仕分けをする社会に対しての反省の機運が生まれつつあることは歓迎すべきことであります。私は、市報新年号におきまして、市民の皆様はこの勝ち負け社会は、この国の社会の伝統にそぐうものではなく、豊前市政は、決してそのような考え方に組せず、市民全体の幸福を求め続けることをお約束しましたが、そのお約束を再度この場で確認させて頂きたいと存じます。

さて、政府は、去る1月、構造改革と経済財政の中期展望、2005年度改定を閣議決定いたしました。その基となる経済財政運営と構造改革に関する基本方針、2005を含めて一貫した考えは、官から民へ、国から地方への改革を加速し、民需主導の持続的な経済成長の実現を目指そうとするものであります。地方分権の時代においては、当然の原理と言えますが、具体論として進められている三位一体の改革では、平成18年度までの改革として、4兆7000億円の国庫補助負担金改革、3兆円の税源移譲、5兆1000億円の地方交付税改革が達成されました。この国庫補助負担金改革を踏まえ、平成19年度には、所得税から個人住民税へ、3兆円の本格的な税源移譲が恒久措置として行われますが、小規模自治体ほど財政運営は困難が予想されるなど、過去にない厳しい局面を迎えております。

当市におきましても、極めて厳しい経済情勢に加え、急激な改革や変化の波が押し寄せるなど、まさに大きな時代の転換期を迎えております。これからの時代は、自治体としての力量が試される時代であり、地域自らの責任に基づく選択や行動が、将来の発展にとって非常に重要となってまいります。

今一度、私に与えられた使命と責任の重大さをかみしめ、時代の変化を的確に捉え、行財政改革を断行するとともに、市民の皆様と一緒に知恵を出し、元気を出して汗をかきながら、まちづくりを推進してまいりたいと考えております。私は、こうした基本認識に立ち、本年度の市政推進の主要課題として、次の課題を掲げ積極的な取り組みを進めてまいります。

1点目は、行財政改革の推進であります。昨年3月に示された総務省の地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針を踏まえ、この度、平成17年度から平成21年度までの豊前市行政改革大綱及び豊前市集中改革プランを策定いたしました。

その中心となります定員管理の適正化に当たっては、職員数260人を、平成22年度当初までに35人削減して225名とするものであります。また、民間委託等の推進、指定管理者制度や、PFI手法等の活用、職員給与の適正化、行政改革に伴う財政効果等、あらゆる角度から、簡素で効率的な行政運営のあり方を、数値目標で示した集中改革プランの公表を行ない、行財政改革を積極的に進めてまいります。今後は、この計画を最重要課題に位置付け、自立・持続可能な行財政運営の確立と、更なる市民福祉の増進、市民サービスの向上に取り組んでまいります。

2点目は、企業誘致と人口増対策であります。ダイハツ中津工場の40万台体制への移行など、北部九州自動車生産100万台構想は、今年度中にも実現され、私たちの地域は、自動車生産の世界的な拠点として、益々発展することは明らかであります。企業の進出立地意欲は、大変に強いものがあると考えられます。豊前市におきましても、立地のための諸条件を整備し、私自身が先頭に立って、積極的に関連企業の誘致を進めてまいりたいと存じます。

また、ご承知のように先般、東九州自動車道の着工が決定されました。3月16日の新北九州空港の開港とあわせると、今後、この地域の交通インフラは格段に改善をされてまいります。市内黒土に、インターチェンジが設置されることもご案内のとおりであります。自動車道開通の折には、交通の要所として、流通産業を含めた企業立地の可能性が飛躍的に高まると考えられます。こうした将来を見込んだ施策を今後展開し、立地意欲を受け止めることができるよう準備を進めたいと考えております。

次に、昨年実施されました国勢調査によりますと、全国2217市町村のうち、実に7割強の1605市町村で、人口が減少していることが確認されました。少子・高齢化社会は、予想を超えた速度で到来しつつあります。100万人以上の大都市は、軒並み人口増を果たしているという現実の中で、本市規模の都市の人口減少問題は、今後、我が国の大きな問題となってくるものと考えております。しかしながら、この問題に手をこまねいているわけにはまいりません。既に述べました企業誘致により、まず雇用の拡大、住環境整備などの定住化政策を具体的に採用し、減少傾向に歯止めをかけていきたいと考えております。

3点目は、市町村合併であります。平成17年度には、築上郡内に2つの新しい自治体が誕生いたしました。上毛町と築上町の2町の誕生をお祝いをし、今後の発展を心からお祈りする次第であります。豊前市は、当初より豊築は1つの理念のもと、全体の融合を目指してまいりました。今般の2町の誕生は、郡内全体の融合の大きなステップであると考えております。ご承知のように現在、吉富町との間で勉強会を開催しておりますが、今後福岡県とも密接な連絡を取りながら、豊築3つ目のブロック形成を目指してまいります。議員各位におかれましては、格段のご協力を特にお願い申し上げます。

4点目は、高校跡地問題であります。築上中部高校及び築上北高校跡地の利用につきましては、去る1月、跡地利用審議会より答申を頂きました。概要は、築上中部高校については、中学校再編に伴う統合中学校用地として保有、築上北高校については、市街地活性化計画に編入し、まちづくり市街地ゾーンとして利用というものでございます。本答申をベースとして、今後、具体的なプランを策定してまいります。

また、青豊高校は、教職員、生徒のご努力のお蔭をもちまして、地域社会と良好な関係を構築しつつあります。豊前市唯一の高校として、地域社会全体でバックアップできるよう関係部署を督励してまいります。

冒頭にも述べましたことも含めまして、これからの地域づくりの根幹は、人づくりであるとの思いが大変強くあります。先日、終了しましたトリノオリンピックの開会式に、オノヨーコさんが出場し、平和を創造しなさい、というメッセージを表しました。そのメッセージは、世界中の人々の感動を呼びましたが、人づくりの根本は、このように多くのことを想像できる人を育てていくことと考えます。教育や文化関連の諸施策は、これまでの事業の継続と発展を基礎に、人づくりのために所要と考えられる事業を積極的に推進して

まいります。

次に、今年度の主要な施策について申し上げます。まず、安全・安心のまちづくりについてであります。昨年の福岡西方沖地震をはじめ、地震災害や度重なる台風の上陸による風水害などの災害が相次いで発生しております。また、毎日のように凶悪事件が発生するなど、今日では、かつてないほど安全・安心の確保が、市民の皆様の生活を支える基本となり、なお取り組んでいかなければならない課題となっております。対策として、最近頻繁に発生しております水害につきましては、浸水被害の防止や軽減を図るために、排水路整備事業を進めてまいります。特に、能徳工業団地入り口の排水対策につきましては、万全を期してまいります。

また、砂防事業、急傾斜地崩壊防止事業を県と連携のもと引き続き実施をしております。更に、溜池の多面的機能の活用から、改修・浚渫工事を計画的に進め、調整能力を高めるとともに、浸水が恒常的に発生する地域の実態調査を行い、抜本的な対策を講じてまいります。

次に、全国で相次いでいる子どもが被害に合う犯罪が発生いたしております。このようなことから、学校等における安全管理の重要性が高まる中、安全マップの作成や、パトロール等、今後とも、学校・家庭・地域が一体となって、子どもの安全を守る活動を一層推進してまいります。

次に、昨年10月に市内でおきました交通死亡事故をきっかけに、普通救命講習の受講を全職員に義務付けることといたしました。市職員が率先して、救命救急法を取得することによって、命の大切さや市民啓発につながればと思っております。また、心臓に電気ショックを与えて正常な状態に戻す自動体外式除細動器AEDの使用が、一定の条件の下で一般の人にも認められたことから、学校や公共施設へ設置してまいります。

次に、福祉の充実について申し上げます。誰もが住みなれた地域の中で、健康でいきいきと暮らしながら、ともに参画をし、支えあい、生きがいを持って暮らすことができるまちづくりを進めてまいります。

障害者福祉につきましては、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法に基づく、障害者の各種サービスを一元的に規定する障害者自立支援法が制定され、4月より実施されます。利用される方が、身近な場所で良質なサービスが受けられるよう努めてまいります。また、障害者福祉計画の見直しを行い、長期的展望に立った施策の充実を図ってまいります。

高齢者福祉につきましては、介護保険制度が大きく見直され、今年度より実施されます。今回の見直しは、制度の持続可能性を高めることを柱として、予防重視型システムへの転換、地域密着型サービスなどの確立、保険者の権限強化が盛り込まれております。高齢者福祉の面では、地域の連帯、支え合いがより強く求められる中、介護保険法の改正による変化に的確に対応してまいります。

児童福祉につきましては、近年の多様な保育ニーズに対応するため、引き続き公立保育所と民間保育所が協力をし、より充実した保育を目指してまいります。

放課後児童対策につきましては、新たに、千束小学校区に放課後児童クラブを開設するとともに、角田放課後児童クラブの開設の準備を進めてまいります。

児童手当につきましては、対象をこれまでの小学校3年生から、6学年終了まで拡大してまいります。また、母子家庭の母の就労等による自立支援対策として、今年度より高等職業訓練給付金事業を推進してまいります。

次に、産業農業振興について申し上げます。まず、農業につきましては、生産基盤の整備として、ほ場整備事業を引き続き実施してまいります。本年度から、角田北部の整備に着手いたします。また、農業の近代化や合理化を図るための機械利用組合、安定した農業経営を目指した高収益型園芸農業の推進を図るとともに、農業の活性化と農道、溜池等生産基盤の整備に努めてまいります。更に、農林水産物や加工品の販売促進を図るため、商工関係者と連携した取り組みを行い、地場産業の育成を図ってまいります。

商工業の推進につきましては、空洞化が進む中心市街地の活力の回復を図ってまいりましたが、今年度も引き続きTMO構想の推進を支援してまいります。また、東八まちなか交流センターを中心としたソフト事業に取り組むとともに、宇島駅前の街灯整備に対し補助を実施するなど、商業環境の改善の支援をしてまいります。

次に、都市基盤整備につきましては、住みたくなるまち、住みよいまちを目標に引き続き進めてまいります。赤熊南土地区画整理事業につきましては、平成18年度で工事関係は概ね完了することになっており、保留地の分譲計画をしております。分譲に当たっては、あらゆる方策を検討し、販売促進につなげてまいりたいと考えております。

また、薬師寺地区の宅地分譲も4月より受付を開始いたします。市民の豊かな住環境の確保・向上と、農山村地域の活性化等を支援してまいります。公営住宅につきましては、建替整備計画に基づいて、本年度から上町団地第1期工事54戸の建設に着手いたします。

交通網の整備充実は、市民生活の安定、利便性の向上とともに、地域浮上にとっても不可欠な条件であります。先に申し上げましたとおり、2月7日の国土開発幹線自動車道建設会議で、念願でありました東九州自動車道、椎田南から宇佐間が道路公団民営化で発足した西日本高速道路株式会社により、建設することが決定されました。東九州自動車道は、豊前市にとってもっとも重要な基幹路線であり、1日も早い開通を要望してまいります。

次に、街路事業であります。上町・沓川池線につきましては、新たに東側に延長してまいります。また、市内幹線道路である八屋・求菩提線、四郎丸・野田線等の道路改良事業の推進、京築広域基幹農道、林道の整備促進を図ってまいります。

教育の充実について申し上げます。学校教育につきましては、今日、児童・生徒の学力低下が指摘される中で、しっかりとした学力を身につけさせるために、研究の成果を各校に広める研究指定校制度や、教育研究大会等に引き続き取り組んでまいります。

また、様々な文化にふれ、子供たちの豊かな人間性と多様な個性を育むことを目的とした文化体験プログラムを、今年度も引き続き実施してまいります。

次に、小規模校への加配教員の配置や、不登校適応指導教室を継続して実施し、小規模校の活性化や児童・生徒の健全育成に積極的に取り組んでまいります。また、障害のある児童・生徒の適切な就学を可能とするための施設整備、学校生活支援補助員の配置など受け入れ体制の整備に努めます。

社会教育につきましては、コミュニティ活動の拠点となる公民館整備につきまして、財源確保で後れを取りましたが、今年度、山田公民館の改築予算を措置したところであります。芸術文化面におきましては、文化団体など関係団体との連携のもと、地域の伝統文化の普及・拡大に努め、市民のニーズを踏まえた文化活動を通して、地域の活性化を図ってまいります。また、地域伝統芸能保存事業、文化的景観保護推進事業並びに求菩提山史跡整備事業を進め、貴重な文化財の保護・保存活動に努めてまいります。

以上、市政運営に関する私の所信並びに主要政策の概要について申し上げましたが、今後の行財政運営につきましては、幾多の困難を乗り越えて、私を先頭に職員一丸となり、全力でこれに取り組んでまいります。議員並びに市民の皆様におかれましては、市政発展により一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案の順序により、提案理由の説明を申し上げます。
本議会に提案いたしました議案は、条例案件 9 件、指定管理者の指定案件 4 件、市道路線の認定案件 1 件、協議案件 1 件、予算案件 13 件、報告案件 1 件の合計 29 件であります。

議案第 1 号は、豊前市道の駅豊前おこしかけ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方自治法の改正に伴い、管理委託制度を改め指定管理者制度とするため、関係規定を整備するための案件であります。

議案第 2 号は、豊前市総合福祉センター設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。市の類似する施設の使用料との整合性及び施設の利用の円滑化を図るため、関係規定を整備するための案件であります。

議案第 3 号は、豊前市介護相談センター設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方自治法の改正に伴い、管理委託制度を改め指定管理者制度とするため、関係規定を整備するための案件であります。

議案第 4 号は、豊前市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。障害者自立支援法の施行に伴い、関係規定を整備するための案件であります。

議案第 5 号は、豊前市観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方自治法の改正に伴い、管理委託制度を改め指定管理者制度とするため、関係規定を整備するための案件であります。

議案第 6 号は、豊前市畑冷泉観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条

例の制定についてであります。地方自治法の改正に伴い、管理委託制度を改め指定管理者制度とするため、関係規定を整備するための案件であります。

議案第7号は、豊前市安全で住みよいまちづくりに関する条例の制定についてであります。市民が安心して生活することができる良好な地域社会を実現するため、条例を整備する案件であります。

議案第8号は、豊前市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についてであります。武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に対する法律第31条の規定に基づき、不測の事態における組織について、所要の規定を整備するための案件であります。

議案第9号は、豊前市国民保護協議会条例の制定についてであります。武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条第8項の規定に基づき、住民保護のための措置に関する意見徴収及び施策推進のための組織について、所要の規定を整備するための案件であります。

議案第10号は、指定管理者の指定についてであります。農林水産出荷貯蔵施設について、指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める案件であります。

議案第11号は、指定管理者の指定についてであります。林産物処理加工施設・林産物展示直売施設について、指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める案件であります。

議案第12号は、指定管理者の指定についてであります。総合交流促進施設について、指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める案件であります。

議案第13号は、指定管理者の指定についてであります。豊前市老人福祉センターについて、指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める案件であります。

議案第14号は、豊前市道路線の認定についてであります。道路法第8条第1項の規定に基づき豊前市豊前市道路線を認定するに当たり、同法第8条第2項の規定により、市議会の議決を求める案件であります。

議案第15号は、福岡県介護保険広域連合の処理する事務の変更及び福岡県介護保険広域連合規約の変更についてであります。平成18年4月1日施行の介護保険法の一部を改正する法律において、新たに指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業及び指定介護予防支援事業者に関する事務及び地域支援事業等に関する事務が生じるために、これを福岡県介護保険広域連合の処理にする事務に加え、また、地域支援事業に要する経費に係る関係市町村の負担割合を定めることに関し、福岡県介護保険広域連合規約を変更するため、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求め

る案件であります。

議案第16号は、平成17年度豊前市一般会計補正予算第5号であります。

今回の補正につきましては、本年度決算見込による補正及び職員の退職手当等について所要の措置をいたしたところであり、このことによる補正額は509万7000円の減額補正で、補正後の予算総額は、111億8994万8000円であります。

歳出の目的別補正の概要について、ご説明を申し上げます。2款総務費に1億3183万6000円の補正であります。その主なものは、職員退職手当2105万7000円、退職手当基金積立金1億円、宅地造成事業1368万円、低工法による還付金1100万円の補正であります。

3款民生費は、1億3632万6000円の減額補正であります。その主なものは、介護保険広域連合負担金5725万5000円、私立保育所運営費4600万円、生活保護費4800万円の減額によるものであります。

4款衛生費は、8071万4000円の補正であります。その主なものは、資源化処理委託費300万円を減額し、水道会計補助金として、8501万2000円を補正するものであります。

5款労働費は、278万円の補正であります。その主なものは、専修学校等技能習得資金貸付金102万円を減額し、婦人の家のアスベスト除去工事380万円を補正するものであります。

6款農林水産費は、4673万9000円の減額補正であります。その主なものは、ほ場整備及び広域農道整備事業を3107万4000円、林業振興費を808万1000円減額するものであります。

8款土木費は、810万7000円の減額補正であります。その主なものは、県道整備事業負担金を980万2000円、急傾斜地崩壊防止及び砂防事業負担金867万5000円減額し、港湾局部改良事業負担金320万円、街路事業負担金600万円、公園用地費として417万円を補正するものであります。

9款消防費は、消防施設費を147万円減額するものであります。その主なものは、消防自動車購入費を147万円減額するものであります。

10款教育費は、2977万1000円の減額補正であります。その主なものは、小学校費285万円、中学校費80万8000円、山田地区学習等供用施設整備事業費55万5000円、文化財発掘調査事業費2485万8000円を、それぞれ減額し、図書館費30万円、総合文化施設整備基金積立金100万円を補正するものであります。

12款公債費は、長期債償還元利金を4301万4000円減額するものであります。この補正予算の財源は、歳出補正に伴う国庫支出金地方債等の特定財源のほか、一般財源として、地方交付税等をそれぞれ歳入見込により計上し、財政調整基金を減額措置いたしたところであり、

議案第17号は、平成17年度豊前市水道事業会計補正予算第1号であります。水道会計予算第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収益で8501万2000円で、一般会計からの補助金であります。

議案第18号は、平成18年度豊前市一般会計予算であります。その概要について、ご説明申し上げます。

歳入につきましては、主要な自主財源であります市税は、固定資産税が3年に一度の評価替えの影響により、大幅な減収は見込まれますが、市民税では、定率減税縮減等の税制改革により増収が見込めることから、市税全体におきまして、前年度と比較して3600万円余の増を見込み計上いたしております。

しかしながら、三位一体改革の流れで、本年度当市への影響は、税源移譲される所得譲与税につきましては、9200万円ほど増額が見込まれますが、反面、国庫補助負担金の廃止や、地方交付税並びに臨時財政対策債の減収を合わせますと、約2億1000万円の減収が見込めるなど、本市の財政は依然として厳しい状況におかれております。

一方、歳出におきましては、加速する少子・高齢化社会や循環型社会への対応、教育環境の整備、人口増対策、中心市街地の整備、電子自治体の構築などの行政需要が引き続き求められておりますが、厳しさを増す財政状況により、今年度から予算編成方針方法に、一部枠配分方式を取り入れ、人件費の抑制をはじめ行政経費全般について更に徹底した見直しを行い、財源の確保を図ったところであります。

投資的経費につきましては、赤熊南土地区画整理事業、八屋・求菩提線、四郎丸・野田線道路改良事業、求菩提山史跡整備事業などの継続事業をはじめ、新規事業として、角田放課後児童クラブ新築事業、商店街環境整備事業、上町団地建替事業、山田地区学習等教養施設整備事業などを措置いたしたところであります。

このことによる一般会計予算の総額は、109億9040万円で、対前年比4080万円、0.4%の減となっております。この歳入予算は、歳出予算措置に伴う国県支出金及び市債などの特定財源のほか、一般財源として、市税、地方交付税などを予算措置いたしたところであります。

以上、歳入・歳出予算の概要について、ご説明申し上げましたが、各細目別につきまして、それぞれ関係委員会において、ご審議をお願いいたします。

次に、特別会計について、ご説明を申し上げます。

議案第19号は、平成18年度豊前市国民健康保険事業特別会計予算であります。

予算額は36億4216万3000円で、対前年5億3252万1000円、17.1%の増で、これは保険給付費の増によるものであります。

議案第20号は、平成18年度豊前市老人保健特別会計予算であります。

予算額は、45億5713万5000円で、対前年9503万700円、2.0%の減でこれは医療給付費の減によるものであります。

議案第21号は、平成18年度豊前市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算であります。予算額は、2192万円で、対前年326万1000円、13.0%の減であります。これは長期償還元利金の減によるものであります。

議案第22号は、平成18年度豊前市農業集落排水施設事業特別会計予算であります。予算額は3446万7000円で、対前年40万9000円、1.2%の減で、これは施設管理費及び長期償還元利金の減によるものであります。

議案第23号は、平成18年度豊前市公共下水道事業特別会計予算であります。予算額は8億1270万3000円で、対前年2701万3000円、3.2%の減であります。これは主に、施設管理費、長期償還元利金の減によるものであります。

議案第24号は、平成18年度豊前市公共用地先行取得事業特別会計予算であります。予算額は、1000万円で前年度と同額であります。

議案第25号は、平成18年度豊前市営駐車場事業特別会計予算であります。予算額は850万円で前年度と同額であります。

議案第26号は、平成18年度豊前市バス事業特別会計予算であります。予算額は4398万4000円で、対前年928万8000円、26.8%の増でバス購入費による増であります。

議案第27号は、平成18年度豊前市水道事業会計予算についてであります。当年度の業務予定量は、給水件数6573件、年間総配水量200万6000m³、1日平均配水量5496万m³の予定であります。第3条予算の収益的収入及び支出の予定額は、収益4億5037万3000円で、その主なものは、営業収益4億4533万9000円、営業外収益503万3000円であります。支出の費用は5億3280万2000円で、その内訳は、営業費用4億9273万8000円、営業外費用3956万2000円、その他費用50万2000円を予定しており、実質損失8242万9000円となっております。

次に、第4条予算の資本的収入及び支出の予定額は、収入1億2320万9000円で、その主なものは、企業債6140万円、出資金1540万円、国庫補助金1540万8000円、工事負担金3100万円等を見込んでおります。

議案第28号は、平成18年度豊前市東部地区工業用水道事業会計予算であります。当年度の業務予定量は、給水事業件数1件、年間総給水量12万450m³、1日平均給水量330m³の予定であります。

第3条予算の収益的収入及び支出の予定額は、収入1403万3000円で、その主なものは、営業収益569万2000円、営業外収益834万1000円であります。支出の費用は1396万3000円で、その内訳は、営業費用1170万9000円、営業外費用215万4000円、予備費10万円を予定しており、収支利益7万円となっております。

次に、第4条予算の資本的収入及び支出についてですが、今年度は、施設整備等を行う予定はありませんので、収入支出ともに0円となっております。

報告第1号は、訴えの提起の専決処分の報告についてであります。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、訴えの提起等について専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを報告するものであります。

以上、提出議案の概要について、ご説明を申し上げましたが、いずれの議案も市政運営上、緊急かつ必要な案件でありますので、議員各位には、慎重にご審議の上、速やかにご議決くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議長 神崎光昭君

市長の説明は終わりました。

以上で本日の日程はすべて終わりました。

3月13日及び14日の本会議において、一般事務についての質問を行います。

なお、議案に対する質疑は3月14日のみといたします。一般質問及び議案に対する質疑のある方は、本日午後5時までに発言通告書を提出されるようお願いいたします。

なお、発言の順序は、通告書提出の順序といたします。

それでは、本日はこれをもって散会いたします。

散会 11時32分